

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2020.7.2 アクラで (同日)	日本側 姫野勉在ガーナ大使 ガーナ側 チャヤールズ・A・オウイレトウ外務・地域統合副大臣	2020.9.3 366号
ガーナ	第二次テラマ交差点改良計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	第二次テラマ交差点改良計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	109,000千円 2023.1.31まで	2020.7.2 アクラで (同日)	日本側 姫野勉在ガーナ大使 ガーナ側 チャヤールズ・A・オウイレトウ外務・地域統合副大臣	2020.9.3 369号
ガーナ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	263,000千円 2028.12.31まで	2020.7.2 アクラで (同日)	日本側 姫野勉在ガーナ大使 ガーナ側 チャヤールズ・A・オウイレトウ外務・地域統合副大臣	2020.9.3 370号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。